

令和元年度第4回水巻町農業委員会総会

第4回農業委員会総会

1. 開会日時 令和元年7月10日(水) 午前9時55分

2. 閉会日時 令和元年7月10日(水) 午前11時08分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

木寺 敬一郎会長	江藤 喜美雄副会長
1番 永沼 靖委員	2番 小林 迪郎委員
4番 行正 公俊委員	5番 豊澤 正雄委員
7番 疋田 玲子委員	8番 小田 弘二郎委員
9番 木原 一博委員	

出席推進委員

北部 佃 一俊委員	南部 入江 弘委員
-----------	-----------

5. 出席事務局員

事務局長 原田 和明	係 長 遠坂 拓
係 員 白川 勉	係 員 久保 美咲

6. 欠席委員

3番 甲斐 洋子委員	6番 安部 義人委員
------------	------------

7. 会議内容

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員2名

5番 豊澤 正雄委員	7番 疋田 玲子委員
------------	------------

(4) 農地法第5条申請について

(5) その他事項

ア. 非農地証明願いについて

イ. 需給調整に伴う減反確認について

ウ. その他

(6) 閉会

第4回水巻町農業委員会総会

令和元年7月10日

(9時55分開会)

木寺会長 ; <挨拶>

欠席2名、出席11名、定足数に達していますので、ただいまから令和元年度第4回農業委員会総会を開催いたします。

議題第1、会議録署名委員の指名についてを議題といたします。本総会の会議録署名委員に、5番豊澤委員、7番疋田委員を指名します。

議案第2-①、農地法第5条申請についてを議題といたします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ; <農地法第5条-①申請について説明>

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である行正委員から説明をお願いします。

行正委員 ; 水路はありますが、現実水は流れておりません。ここは早い時期から転用を希望されていたようです。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

無いようなので質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

農地法第5条-①申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議案第2-①、農地法第5条-①申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

続きまして議案第2-②、農地法第5条-②申請についてを議題といたします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ; <農地法第5条-②申請について説明>

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である木原委員から説明をお願いします。

木原委員 ; 細かい話で用水が引っかかっています。その部分は事務局をお願いします。

木寺会長 ; 事務局をお願いします。

事務局 ; それでは説明させていただきます。P5を見てください。赤く囲まれているところが今回の対象地です。図面下で道路を点で横断している中に一部取り込まれております。ここは用水路が流れているところです。こちらについては今回は触れないこととなっております。終わったら建設課、産業環境課を交え業者さんと話をさせていただきまして、町で管理してもらいたいとお話を頂いております。今回の転用まではこのままの状態です。手つかずのまま転用の許可を頂き許可後、町の管理で話を詰めさせていただきます。細かい話ですが以上になります。

木寺会長 ; 木原委員、ほかに説明はございますか。

木原委員 ; よろしいです。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

江藤副会長 ; 今の係長の説明についてお尋ねですが、事前打ち合わせの時に用水路にかかわるところは、分筆後、町に寄贈と説明がありましたが、今日の説明では管理とおっしゃっていましたが、所有権を含めてやっていただいた方がいいと思っていますがその所の説明をお願いします。

木寺会長 ; 事務局をお願いします。

事務局 ; 転用が終わるまでは土地が農地のままですが、分筆して町の所有にしてそのうえで管理という事で話が進んでおります。確かに管理だけでなく所有権の移転を含んだうえでのお話を頂いておりますので、そちらのほうで話を進めていきたいと思えます。

木寺会長 ; その他に意見がある場合は挙手をお願いします。無いようなので質疑を終わります。

ただいまから、採決を行います。

農地法第5条一②申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議案第2-②、農地法第5条一②申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

続きまして議案第2-③、農地法第5条一③申請についてを議題といたします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ; <農地法第5条申請一③の説明>

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である江藤委員から説明をお願いします。

江藤副会長 ; P2を開いてください。右側が字図、左側が位置図になりますけれど、字図を見てもらうと状況が確認できると思えますが、北側にアパート南側に戸建て、東側に排水路があります。西側に道路、すべて農地以外に囲まれた物件でございます。従って農地転用するには問題のない物件と判断しております。宅内の表面排水に関しましては若干の勾配を付けまして西側の水路へ流す。あるいは南側は隣地の180のU字溝へ流すとして処理をして、東側の水路に留柵をもっていくということで処理をさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

無いようなので質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

農地法第5条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議案第2-③、農地法第5条一③申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

議案第2、その他についてを議題といたします。

非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《非農地証明願いについて説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

無いようなので、需給調整に伴う減反確認について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《需給調整に伴う減反確認について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

無いようなので、他に何かありませんでしょうか。事務局。

事務局 ; 《「農地バンクが変わります」資料の説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

それでは、事務局から今後の予定を説明願います。

木寺会長 ; 他にあるときは挙手をお願いします。

佃委員 ; 前に戻ってすみませんが、5条一②で、用水路が地域に入るようになるということですね。地域で完全に家が建っている中に用水路の導入口があるんですよ。そういうのも町の管理になるんでしょうか。

木寺会長 ; 事務局お願いします。

事務局 ; 私もこちらを調べてどういった経緯でこういった私有地の中に入っているのかわかりませんが、結構あると聞くんですね。何もなければ分筆までして町の管理にしているというのは普通は無いのかなと、今回については開発を行いますので事業者は話をする中でここを避けて用水を組み替えるという方法もあるのですが、事業者さんのほうから手を付けないということなので、はっきりさせるためにも分筆して町のほうに寄贈するという話が進んでいます。今言われたような場所が何か所かあるのですが、きちんと分けて町の管理になっているとは言い難いというのが現状です。

佃委員 ; わかりました。

今住まれている方からは、今日明日止めてくれということは1度も聞いたことがないので、町の管理になっているのか確認をしたかったのです。以上です。

木寺会長 ; 他にご意見があれば挙手をお願いします。

なければ事務局から今後の予定をお願いします。

事務局 ; 《今後の予定について説明》

木寺会長 ; 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

(11時8分閉会)